

申 入 書

平成28年1月14日

大津市市長様

仰木の里まちづくり連合協議会
会長



申し入れの趣旨

大津市は、大津地方裁判所平成26年（行ク）第2号文書提出命令申立事件について、裁判所が平成27年12月28日付でなした決定に従い、即時抗告を行うことなく、開示を求められた文書を直ちに裁判所に提出することを申し入れます。

申し入れの理由

私たち仰木の里まちづくり連合協議会は、仰木の里地区に土地・建物を所有し、あるいは占有する地域住民の集まりであり、これらの者の生命・身体・財産の安全には強い関心を持っています。

上記事件について大津地方裁判所は、仰木の里地区内に存する幸福の科学学園の所有する敷地の安全性が中心論点となっている事件に関連して、大津市が同学園所有地および隣接地を調査して、その結果を記した文書のうち、地盤についての客観的データを同裁判所に提出することを求めています。

裁判所が、大津市の言い分を十分に聴いたうえで、証拠に基づいて出した決定には、合理性と適正性が認められことから、大津市は裁判所の決定に従うべきです。

また、ここで提出を求められているのは、地盤についての客観的なデータであるとともに、それは、近隣住民の生命、身体、財産に直結するものであることからすれば、大津市が自ら調査の上作成したこれらのデータは、地域住民共通の利害にかかる重要な情報ですから、速やかに地域住民に公開し、住民らの生命、身体、財産を自ら守る機会を付与するとともに、市自らも速やかな安全対策を実施することが大津市に課せられた責務です。

以上の理由から、当会は申し入れの趣旨のとおり、大津市に対し申し入れを行うものです。

以 上